

諫早市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年8月4日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	島	田	和憲

令和3年度（前期）定期監査結果報告

1 監査の対象

総務部：総務課、秘書広報課

政策振興部：企画政策課（地方創生室含む）、こどもの城、東京事務所、文化振興課、美術・歴史館

財務部：市民税課、資産税課

市民生活環境部：環境政策課（新倉屋敷クリーンセンター含む）、生活安全交通課、人権・男女参画課、消費生活センター、市民相談室

商工振興部：産業誘致課

※監査の対象年度：令和2年度

2 監査の期間

令和3年5月11日（火）から令和3年7月9日（金）まで

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。
なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。

【総務部 総務課】

- 徴収事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市行政財産の使用料徴収条例第8条によると、使用者は、市長の発行する納入通知書により、使用前にその使用料を納入しなければならないと規定されているが、敷地使用料の納入期限が使用開始後に設定されており、敷地使用料が使用前に納入されておらず、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。

【総務部 秘書広報課】

- 契約事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市契約規則第34条によると、履行が完了したときは、その旨の届出書を契約の相手方に提出させなければならないと規定されているが、届出書が提出されていない事例が見受けられた。

については、契約事務について規則に基づき適正に行われたい。

- 支払事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市役所市政記者室管理等業務委託契約書によると、委託金の支払月を定めており、第2期分は令和2年7月に支払うものとする規定されているが、9月に支払われている事例が見受けられた。

については、支払事務について契約書に基づき適正に行われたい。

【政策振興部 文化振興課】

- 徴収事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市会計規則第14条第2項によると、納入通知書に記載する納入期限は、法令その他別に定めがあるものを除き、調定の日から20日以内において定めるものと規定されているが、敷地使用料の納入期限が、調定の日から20日を超えた任意の日を設定されており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、徴収事務について規則に基づき適正に行われたい。

- 備品の管理について改善を求めるもの

【指導事項】

備品管理記録票において、単価及び取得価格又は見積価格欄が未記載となっており、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、適切な備品の管理を行われたい。

【政策振興部 美術・歴史館】

- 専用許可に係る事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市美術・歴史館条例施行規則第7条によると、専用を許可したときは、諫早市美術・歴史館施設専用許可書を交付すると規定されているが、使用料の納入を確認した後、専用許可書を交付している事例が見受けられた。

については、専用許可に係る事務について規則に基づき適正に行われたい。

○ 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第8条によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定するよう規定されているが、使用料の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。

については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

○ 使用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市美術・歴史館条例第6条によると、専用の許可を受けた者は、別表第2に定める額の使用料を専用の許可を受けた際に納入しなければならないと規定されているが、使用料の納入が専用許可の前に行われている事例が見受けられた。

については、徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。

【市民生活環境部 環境政策課】

○ 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第8条によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定するよう規定されているが、し尿収集車庫使用料が任意の日で調定されている事例が見受けられた。

については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

○ 契約事務について改善を求めるもの

【指導事項】

契約事務に関し、次の事例が見受けられた。

- ① 諫早市契約規則第34条及び第37条第6項によると、履行の届出、検査について定められているが、履行完了の届出書及び検査調書が作成されていない事例。

- ② 諫早市契約規則第21条第1項第1号によると、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴しなければならないと規定されているが、予定価格が3万円を超えているにもかかわらず、1人の者から見積書を徴している事例。
- ③ 諫早市事務決裁規程別表第2によると、工事以外の契約で設計額500万円未満の契約方法の決定の専決者は課長で、契約管財課長合議（修繕工事については130万円、その他のものについては30万円を超えるものに限る。）と規定されているが、契約管財課長への合議がなされていない事例。

については、契約事務について規則等に基づき適正に行われたい。

- 補助金の交付事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市家庭用生ごみ処理機器購入費補助金において、補助対象経費に長期保証料を含む場合と含まない場合があり、補助対象経費の取り扱いが異なる事例が見受けられた。

については、補助金の交付事務について適切に行われたい。

【市民生活環境部 人権・男女参画課】

- 会計事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第27条第3項によると、収入命令権者は、過誤納金を還付するときは、納入義務者に対し過誤納金還付通知書により通知しなければならないと規定されているが、男女共同参画推進センター使用料の過誤納金の還付において、納入義務者に対し、過誤納金還付通知書による通知が行われていない事例が見受けられた。

については、会計事務について規則に基づき適正に行われたい。

【市民生活環境部 消費生活センター、市民相談室】

- 支払事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市男女共同参画推進センター及び消費生活センター管理運営業務委託契約書によると、委託金の支払月を定めており、第2期分は令和2年7月に支払

うものとするが規定されているが、9月に支払われている事例が見受けられた。
については、支払事務について契約書に基づき適正に行われたい。

【商工振興部 産業誘致課】

- 徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市市民の館条例第20条第3項によると、食堂の使用料は、毎月末日までに翌月分を納入しなければならないと規定されているが、使用料の納期限が誤っている事例が見受けられた。

については、徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。

- 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

調定事務に関し、次の事例が見受けられた。

- ① 諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならないと規定されているが、諫早中核工業団地工業振興会館敷地の一部使用料の調定が任意の日で行われている事例。

- ② 諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、長崎県電源立地地域対策補助金の調定が任意の日で行われている事例。

については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。